

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

教職員が、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定し、実施する。

1. 計画期間等

2021年4月1日 ～ 2024年3月31日 までの3年間

2. 行動計画に掲げる目標と取組内容

(1) 子育てを行う職員等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

①男性の子育て目的の休暇の取得促進

配偶者の出産に伴う特別休暇制度の周知、取得促進を行う。

②出生時育児休業や育児休業制度の諸制度の周知

職員への周知を実施し、育児休業等の更なる取得促進を行う。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

①年次有給休暇の取得促進

部署ごとの年次有給休暇の取得実績を適宜算出の上、所属長へ報告することで、取得状況を把握しやすい環境整備を行う。

(3) その他の次世代育成支援対策に関する事項

①託児施設等各種の子育て支援サービスの場の提供

託児施設等のサービスを充実させる。

3. 教職員の育児休業等の取得率について（小数点第1位以下は切捨てとする）

	2022年度	2021年度	2020年度
男性(※1)	69%	48%	58%
女性(※2)	107%	86%	98%

なお、前年度以前に子が生まれたが、当年度になって育休を取得した職員を含むため、取得率が100%を超えることがある。

※1 男性教職員の算出方法

(当該年度に育児休業等をした男性職員の数+育児目的休暇を利用した男性職員の数の合計数) / 当該年度に配偶者が出産した男性職員の数

※2 女性教職員の算出方法

当該年度に育児休業をした女性職員の数 / 当該年度に出産した女性職員の数